

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業
業務要求水準書

平成 1 7 年 7 月

国土交通省

関東地方整備局

目 次

第1編	はじめに	2
第1章	本書の位置づけ	2
第2章	全体概要	2
第3章	用語の定義	5
第2編	業務内容	7
第3編	要求水準	25
第1章	業務範囲	26
第2章	提示条件	28
第3章	性能に関する要求水準	38
	・対象施設の基本性能	38
	・設計に関する要求水準	40
	・施工に関する要求水準	52
	・維持管理に関する要求水準	54
	・財務に関する要求水準	59

第1編 はじめに

第1章 本書の位置づけ

1. 業務要求水準書の意義

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業業務要求水準書(以下「業務要求水準書」という。)は、国土交通省関東地方整備局(以下「国」という。)が選定する応募グループ(以下、「応募グループ」という。)に求める事業提案の前提条件とする要求水準であり、かつ応募グループが設立する本件事業の遂行のみを目的とする特別目的会社(以下「SPC」という。)に求める業務の要求水準を示すものである。

入札参加者は、「業務要求水準書」に規定されている事項(以下「要求水準」という。)を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。また、この要求水準は、応募グループを選定する過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案の入札参加者は欠格となる。

また、SPCは、本件事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。国による業績監視により、SPCが要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、サービス対価の減額あるいは契約解除等の措置がなされる。

2. 適用範囲

業務要求水準書は、本件事業に適用する。

3. 業務要求水準書の構成及び概要

「業務要求水準書」は、以下のように構成されている。

第1編 はじめに

前提となる本件事業の概要を説明する。

第2編 業務内容

本件事業の事業内容を説明する。

第3編 要求水準

施設の設計、施工及び維持管理並びに財務に関する要求水準を説明する。

第2章 全体概要

1. 事業目的

(1) 東京国際空港の再拡張事業と国際化

東京国際空港は、年間約6,000万人の航空旅客が利用する国内航空輸送ネットワークの要であるが、既にその処理能力の限界に達しており、できる限り速やかに同空港の再拡張事業の完成を図ることが必要である。

再拡張事業は、同空港に新たに4本目の滑走路等を整備し、年間の発着能力を現在の28.5万回から40.7万回に増強するものである。

これにより、発着容量の制約の解消、多様な路線網の形成、多頻度化による利用者利便の向上が図られる。

また、同事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)において、「羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る」とされたところである。

これを受けて、再拡張後、将来の国内航空需要に対応した発着枠を確保した後の発着枠を活用して、昼間時間帯(06:00~23:00)については、羽田発着の国内線の距離を目安として年間概ね3万回程度の近距離国際旅客定期便を就航させることとしている。

また、深夜早朝時間帯(23:00~06:00)については、騒音問題等に配慮しつつ、国際旅客便及び国際貨物便を就航させることとしている。

(2) 国際線地区エプロン等の必要性

東京国際空港の発着能力の増強により、同空港の国際航空需要は大幅に増加することが予想されるが、これに現在のエプロンで対応することは極めて困難である。

このため、新設滑走路の供用開始に合わせて、同空港に新たに国際線エプロン等の国際定期便の就航に必要な機能を整備する必要がある。

本件事業は、整備が予定される国際線ターミナル施設のうち、国際線エプロン、構内道路等を整備するとともに、効率的な維持管理を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 業務の概要

1) 設計

S P Cは、以下に掲げる項目に係る設計を行う。

i) 以下に示す施設（以下「対象施設」という。）

- ・基本施設（エプロン、ショルダー、G S E置場、G S E通行帯等）
- ・航空保安施設（航空灯火施設（エプロン照明灯含む）、エプロン監視用 I T V、電源施設等）
- ・付帯施設（消防水利施設、排水施設、共同溝及び上下水道施設）
- ・構内道路・駐車場（国際線旅客ターミナルビルと環八通り、空港連絡道路を連絡する道路及び国際線貨物地区と環八通りを連絡する道路、バス・タクシープール及びこれらに付帯する施設をいう。）
- ・緑地（展開用地及びエプロン等整備等事業緑化対象用地における植生をいう。）

ii) 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業の実施区域における用地造成（液状化対策及び既設構造物防護工を含む。）

iii) 東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業及び東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業の実施区域における用地造成

2) 施工

S P Cは、対象施設の施工並びに1) ii) 及びiii) に定める用地造成を行う。

3) 維持管理

S P Cは、対象施設の維持管理を行うとともに、必要に応じて対象施設の更新を行う。

(2) 対象施設に求める基本性能

東京国際空港の再拡張事業においてエプロン等の対象施設に求める基本性能は、下記のとおりである。

空港としての使用性 : 航空機が安全に移動、駐機でき、円滑な運用が確保できること。

構造物の安全性 : エプロンをはじめとする各空港施設及びこれらを支える空港用地の強度及び安全性が十分に確保されていること。

工事の確実性 : 工期内で、安全かつ確実な品質が得られるよう施工できること。

施設の維持管理性 : 施設として耐久性が確保され、維持管理が適切に行えること。

3. 事業提案

(1) 事業提案の基本事項

1) 事業提案では、設計、施工及び維持管理について、要求水準を確保することを保証しなければならない。

2) 事業提案において、国が標準として考える基準以外の方法により提案を行う場合は、用いる基準の信頼性及び適用実績、あるいは試験又は実験報告書等により提案の妥当性を証明すること。

- 3) 維持管理業務計画書は、工事完成引渡し後平成47年3月31日までの期間を対象として提案を行うこと。
- 4) 設計、施工及び維持管理に関する提案は、その内容に整合が図られていること。
- 5) 京浜急行空港線トンネル、東京モノレール等、工事区域及びその周辺の構造物、地下埋設物に留意すること。
- 6) 事業計画に関する提案では、財務に関する要求水準を確保すること。

(2) 遵守すべき法令等

本件事業の実施にあたっては、設計、施工及び維持管理の提案内容に応じて関連する諸法令を遵守するとともに、関連する基準についても本件事業の要求水準と照らし合わせ適宜参考にするものとする。

本業務要求水準書において、引用する主な基準は下記のとおりである。

図 書 名	発 行 年	発 行 者
空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書	平成17年4月	財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター
測量・調査・設計業務必携	平成10年版	社団法人 関東建設弘済会
空港土木施設設計基準	平成13年4月	財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター
空港舗装構造設計要領	平成11年4月	財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター
空港排水施設・地下道・共同溝設計要領	平成11年4月	財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター
港湾の施設の技術上の基準・同解説	平成11年6月	社団法人 日本港湾協会
道路構造令の解説と運用	平成16年2月	社団法人 日本道路協会
空港土木工事共通仕様書	平成16年4月	財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター
航空灯火・電気施設工事共通仕様書	平成15年	社団法人 電気設備学会
土木工事必携	平成15年版	財団法人 関東建設弘済会

1) 各共通仕様書等の準用

各共通仕様書における「監督職員」及び「調査職員」は「監視職員」に、「特記仕様書」は「業務要求水準書」にそれぞれ読替えた上で、各共通仕様書を準用する。

2) その他

本業務要求水準書に示す基準以外を用いる場合は、次の項目を満足すること。

- i) 国内の基準については、国内の公的機関（公益法人及び公益法人格を有する学会を含む）により発行・公表されているものであること。
- ii) 国外の基準については、国際機関、当該国の政府、公的機関・学会等により発行・公表されたものであること。
- iii) 上記2項のいずれにおいても、使用する基準による設計事例や施工事例が複数あり、かつ、その結果が良好であることを証明する資料を示すこと。

4. 国による要求水準の変更

国は、事業期間中に要求水準の見直しを行うことがある。

(1) 要求水準の変更の事由

国は、下記の事由により要求水準を見直し、その変更を行うことがある。

- 1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- 2) 災害、事故等により、特別な業務内容が経常的に必要となるとき、又は業務内容の著しい変更が必要となるとき。
- 3) 国の事由により業務内容の変更が必要となるとき。
- 4) その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更に伴う手続き

国は要求水準を変更するときは、事前にSPCに連絡を行い、必要な契約変更及びサービス対価支払額の変更を行う。

5. 社会情勢の変化等による対象施設及び業務内容の変更

(1) 対象施設の変更等

事業期間中に、社会情勢等に応じ、対象施設、維持管理等の変更が必要になった場合には、国とSPCは、事業目的に示した機能の確保の方策、施設の配置、規模、維持管理等について協議を行う。

(2) 要求水準の変更に伴う契約変更

国とSPCは、上記(1)の変更に伴って、必要な要求水準、事業契約の変更を行う。

第3章 用語の定義

1. 総則

本件事業にかかる用語の定義については、2.用語の定義によるものとし、定義のない用語については、事業契約書(案)、航空法及び同施行規則に使用する用語の例によるもの、他、2章3.(2)遵守すべき法令等による基準に使用する用語の例によるものとする。

2. 用語の定義

用語	定義
本件事業	本件事業とは「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業」をいう。
関係事業	添付資料-7に示す事業をいう。
既設構造物	本件事業用地及び隣接区域に存在する構造物で、空港連絡道路、京浜急行既設構造物、東京モノレール既設構造物、三菱石油既設構造物の他、既設構造物図面集に示す構造物をいう。
残置物件	本件事業用地に残置されている物件をいう。
基本施設	エプロン(スポット誘導経路含む)、エプロン誘導路、ショルダー、GSE置場、GSE通行帯(橋梁部含む)、標識及びテザーアンカーをいう。 なお、GSE通行帯(ランプ車両通行帯)は、トーイングトラクターや航空機の運航に必要な各種物資の搬入・搬出に従事する車両が通行する区域をいい、GSE置場は前述の航空機関連車両の駐車場ならびに諸機材の置場をいう。
航空保安施設	航空灯火施設(エプロン照明灯含む)、エプロン監視用ITV、電源施設、監視制御施設、保守電話及び電線路をいう。
付帯施設	場周柵、管理フェンス、防護柵、消防水利施設、排水施設、共同溝、上水道施設及び下水道施設をいう。
構内道路・駐車場	提示条件に示す構内道路(国際線旅客ターミナルビルと環八通り、空港連絡道路を連絡する道路及び国際線貨物地区と環八通りを連絡する道路等)、駐車場(バスプール、団体バス乗場、タクシープール)及びこれらに付帯する施設をいう。 ここで、付帯する施設とは、交通安全施設、道路標識、区画線及び道路標示、道路駐車場照明灯、電源施設、監視制御施設、保守電話及び電線路をいう。
緑地	展開用地及びエプロン等整備等事業緑化対象地域における植生をいう。
道路駐車場照明灯等	構内道路・駐車場に付帯する施設のうち、道路駐車場照明灯、電源施設、監視制御施設、保守電話及び電線路をいう。
用地造成	以下に示す範囲の土工及び地盤改良等を、SPCが行うことをいう。 ・東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業(以下、貨物ターミナル事業)の実施区域において、提示資料(用地造成地盤高平面図(一般図面集))に示す範囲の土工を行うこと。 ・東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業(以下、旅客ターミナル事業)の実施区域において、提示資料(用地造成地盤高平面図(一般図面集))に示す範囲(カーブサイド歩道用地含む)の土工を行うこと。 ・提示資料(事業別整備範囲図(一般図面集))に示す本件事業用地内において、土工及び地盤改良工を行うこと。なお、近接施工における防護工が必要な場合は、防護工を含む。

境界部	本件工事と関係事業との施工境界をいう。
制限区域	空港管理規則第5条により保安上の基準で、飛行場内の保安を確保するために定められた区域をいう。
維持管理業務	施設（基本施設、航空保安施設、付帯施設、構内道路・駐車場、緑地）の機能保持のための点検業務、調査業務、保守業務、維持工事、補修工事、大規模補修工事、応急復旧工事、データの整理及び解析等を行う業務の総称である。
緊急時	地震（震度4以上）、台風等によるエプロンのひび割れ、不時の停電並びに航空灯火等の不点、電気施設の事故等の異常状態時で、空港運用の継続に支障があり、緊急の対応が必要な状況及び空港管理者の指示による対応時をいう。
空港管理者	国土交通省東京航空局東京空港事務所長をいう。
保守業務	航空保安施設、道路駐車場照明灯等について、機能の低下及び事故を未然に防止し、空港運用に万全を期すために必要な業務であり、当該施設の定期点検（日常点検、月例点検及びその他点検）、臨時点検及び応急復旧作業の総称をいう。
点検業務	基本施設、航空保安施設、付帯施設、構内道路・駐車場、緑地について、施設の劣化・損傷等を発見し、あるいは診断のための情報を収集するために行う業務であり、当該施設の巡回点検、定期点検、緊急点検の総称をいう。
巡回点検	維持管理対象施設全般にわたる日常的な点検であり、車両又は徒歩により巡回し、点検する業務をいう。
日常点検	巡回点検のうち、航空保安施設、道路駐車場照明灯等にかかる点検業務をいう。
ライトチェック	日常点検のうち、航空灯火（エプロン照明灯含む）、道路駐車場照明灯の点灯確認業務をいう。
月例点検及びその他の点検	航空保安施設、道路駐車場照明灯等について、より詳細な状況把握のために定期的に点検する業務をいう。
定期点検	原則として全ての維持管理対象施設に対して、より詳細な状況把握のために定期的に点検する業務をいう。 ただし、航空保安施設、道路駐車場照明灯等については、日常点検、月例点検及びその他の点検の総称をいう。
緊急点検	緊急時において、維持管理対象施設を点検する業務をいう。 ただし、航空保安施設、道路駐車場照明灯等については、臨時点検と呼ぶ。
調査業務	発生劣化、変形、変状、動態変位等の状況を調査・計測し、評価・分析及びデータ整理等を行う業務をいう。
緊急調査	緊急時において、維持管理対象施設を調査・計測する業務をいう。
維持工事	施設の機能保持のため、経常的に反復されて行われる業務をいう。
補修工事	経年劣化による施設の劣化・損傷により、低下あるいは消失した機能を回復するための工事及び施設の更新をいう。
大規模補修工事	補修工事のうち、エプロン、GSE置場及びGSE通行帯等の運用を一定期間制限をして実施する、広範囲な補修工事（舗装の打換等）をいう。
応急復旧工事	緊急時の施設の劣化・損傷により、低下あるいは消失した機能を回復するための工事をいう。 ただし、航空保安施設、道路駐車場照明灯等については、緊急時における応急復旧作業をいう。

第2編 業務内容

1. 本件事業場所

東京都大田区羽田空港二丁目

2. 事業期間及びサービス対価の支払い

(1) 事業期間は、契約締結日から平成47年3月31日まで(30年度間)の期間とする。
 なお、対象施設の引渡しは、平成21年9月を予定している。

(2) 本件事業は、国がSPCから対象施設の引渡しを受けた後にSPCに以下の費用(以下総称して「サービス対価」という。)を支払う。

- 1) 施設整備費
- 2) 維持管理費
- 3) 大規模補修工事費(必要と認められる場合)
- 4) その他費用(SPCの管理費等を含む)
- 5) 消費税等

3. 工事中基準

(1) 基準面は、発注者の工事中基準面とする。(T.P.-1.134m(A.P.±0.000m))(2000年度平均成果)

(2) 基準点は、監視職員の指示によるものとする。(世界測地系)

(3) 基準座標系は、A滑走路北端の基点をX=2,000.000m、Y=2,000.000mとし、方向角59°52'57"をX軸、149°52'57"をY軸とする。

4. 事業内容

名称・施設	名 称	設計・施工仕様及び範囲	数 量
4.1 設計に関する業務			
4.1.1 設計	構造計算	第3編 要求水準参照	1式
	数量計算		1式
	図面作成		1式
	報告書作成		1式
4.1.2 調査及び試験	調査及び試験	第3編 要求水準参照	1式
4.1.3 施工計画	施工計画作成	第3編 要求水準参照	1式
4.1.4 維持管理計画	維持管理計画作成	第3編 要求水準参照 ・用地造成を除く。 ・緊急時の応急復旧作業及び応急復旧工事にかかる実施計画についても策定すること。	1式
4.2 施工に関する業務			
4.2.1 用地造成		第3編 要求水準参照 ・場周柵及び管理フェンスの撤去を含む。 ・エプロン等整備等事業の実施区域内の既設舗装版撤去を含む。	1式
4.2.2 対象施設			
(1) 基本施設	エプロン設置	第3編 要求水準参照	1式
	エプロン誘導路	第3編 要求水準参照	1式
	ショルダー	第3編 要求水準参照	1式

	G S E 置場設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	G S E 通行帯設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	飛行場標識施設設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	テザーアンカー設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
(2) 航空保安施設	航空灯火施設設置	第 3 編 要求水準参照 ・誘導路灯回路は、航空局の誘導路灯回路に接続すること。 ・誘導路中心線灯回路は、航空局電源局舎内定電流調整器に接続すること。 ・スポット番号表示灯回路は、エプロン照明灯低圧制御盤に接続すること。 ・駐機位置指示灯回路は、エプロン照明灯低圧制御盤に接続すること。 ・エプロン照明灯基礎部には、防護柵を設置すること。	1 式
	エプロン監視用 I T V 設置	第 3 編 要求水準参照 ・エプロン監視用 I T V については、要求水準に示すものを基本とし設置すること。	1 式
	電源施設設置	第 3 編 要求水準参照 ・電源施設は、監視制御施設を介して監視及び制御が行えるようにすること。	1 式
	監視制御施設設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	保守電話設置	第 3 編 要求水準参照 ・保守電話は、各高圧キュービクル内に設置するものとし、航空局電源局舎内 L A N を介して航空局の保守電話回線に接続すること。	1 式
	電線路設置	第 3 編 要求水準参照 ・幹線ダクトのマンホール内にはケーブルラックを設置すること。	1 式
(3) 付帯施設	消防水利施設設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	排水施設設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	共同溝設置	第 3 編 要求水準参照 ・共同溝の付帯施設内電源は、航空局電源局舎内低圧配電盤に接続すること。	1 式
	上水道施設設置	第 3 編 要求水準参照 ・既設の供給管路に接続すること。	1 式
	下水道施設設置	第 3 編 要求水準参照 ・既設の管路に接続すること。	1 式
	防護柵設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
(4) 構内道路・駐車場	構内道路施設設置	第 3 編 要求水準参照 ・構内道路における植樹帯については、交通の安全性に配慮し、適切に設置すること。	1 式
	交通安全施設設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	道路標識、区画線及び道路標示設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	道路駐車場照明灯設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	電源施設設置	第 3 編 要求水準参照 ・電源施設は、監視制御施設を介して監視及び制御が行えるようにすること。	1 式
	監視制御施設設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
	保守電話設置	第 3 編 要求水準参照 ・保守電話は、各高圧キュービクル内に設置するものとし、航空局電源局舎内 L A N を介して航空局の保守電話回線に接続すること。	1 式
	電線路設置	第 3 編 要求水準参照 ・電線路のマンホール内にはケーブルラックを設置すること。	1 式
	駐車場施設設置	第 3 編 要求水準参照	1 式
(5) 緑地		第 3 編 要求水準参照	1 式

4.3 維持管理に関する業務					
4.3.1 維持管理				1式	
・航空保安施設 ・道路駐車場照明灯等	保守業務	定期点検	日常点検	第3編 要求水準参照 ・航空保安施設について保守を行うこと。 ・エプロン監視用ITV装置について保守を行うこと。 ・道路駐車場照明灯等について保守を行うこと。 ・保守要員の待機及び作業場所を用意すること。	1式
			月例点検及びその他点検		1式
		臨時点検	第3編 要求水準参照	1式	
		応急復旧作業	第3編 要求水準参照	1式	
	補修工事	第3編 要求水準参照	1式		
・基本施設 ・付帯施設 ・構内道路・駐車場 ・緑地 (展開用地含む)	点検業務	巡回点検	第3編 要求水準参照	1式	
		定期点検	第3編 要求水準参照	1式	
		緊急点検	第3編 要求水準参照	1式	
	調査業務	調査	第3編 要求水準参照	1式	
		緊急調査	第3編 要求水準参照	1式	
	維持工事	第3編 要求水準参照	1式		
	補修工事	補修工事	第3編 要求水準参照 ・緑地を除く	1式	
		大規模補修工事	第3編 要求水準参照 ・緑地を除く	1式	
	応急復旧工事	第3編 要求水準参照 ・緑地を除く	1式		
4.4 その他					
(1) 施工調査及び試験	施工調査及び試験	第3編 要求水準参照	1式		

5. 支給材料及び貸与物件

5.1 支給材料

(1) 作業用水

維持工事における清掃工、植栽維持工については、作業用水を支給するものとする。
なお作業用水の使用にあたっては、あらかじめ使用願いを提出し、空港長の承諾を得るものとし、使用量については監視職員に報告すること。

5.2 貸与物件

以下に示す貸与物件は、本業務要求水準書に付属する資料である。

資 料 名	発 行
土質調査参考資料	関東地方整備局
図面集	
一般図面集	関東地方整備局
航空保安施設図面集	関東地方整備局
付帯施設図面集	関東地方整備局
構内道路・駐車場図面集	関東地方整備局
京浜急行施設図面集	京浜急行電鉄(株)
東京モノレール施設図面集	東京モノレール(株)
ライフライン図面集	東京ガス(株)、 東京電力(株)、NTT
ハイドラント施設図面集	三菱石油(株)
GPU施設図面集	(株)エージーピー
関係事業図面集	関東地方整備局
既設構造物図面集	関東地方整備局

土質調査報告書	
平成15年度 東京国際空港旧空港跡地区土質調査報告書	関東地方整備局
平成16年度 東京国際空港旧空港跡地区土質調査報告書	関東地方整備局
平成16年度 東京国際空港旧空港跡地区土質調査(その2)報告書	関東地方整備局
平成16年度 東京国際空港旧空港跡地区土質調査(その3)報告書	関東地方整備局
平成16年度 東京国際空港M7誘導路土質調査報告書	関東地方整備局
平成17年度 東京国際空港旧空港跡地区土質調査報告書	関東地方整備局
平成17年度 東京国際空港旧空港跡地区土質調査(その2)報告書	関東地方整備局
空港連絡道路関連資料	
平成8年度 東京国際空港空港アクセス道路西側抗口部基本及び細部設計報告書	第二港湾建設局
平成8年度 東京国際空港空港アクセス道路等実施設計報告書	第二港湾建設局
測量報告書関連	
東京国際空港国際線地区測量業務(抜粋版)	東京航空局
京浜急行既設構造物関連資料	
平成5年度 東京国際空港京浜急行シールドトンネル細部設計報告書	第二港湾建設局
京浜急行開削トンネル設計計算書	第二港湾建設局
京浜急行空港線トンネル近接施工に関する留意事項	京浜急行電鉄㈱
京浜急行電鉄設計仕様書(抜粋版)	京浜急行電鉄㈱
東京モノレール既設構造物関連資料	
東京モノレール施設図面集	東京モノレール㈱
東京モノレール設計計算書	東京モノレール㈱
東京モノレール羽田線沿線近接工事における留意事項	東京モノレール㈱
三愛石油既設トンネル関連資料	
三愛施設 トンネル地区図面集	三愛石油㈱
沖合展開給油施設建設工事完成図書 トンネル地区 構造計算書(平成2年9月)	三愛石油㈱
滑走路横断シールドトンネル設置工事完成図書 トンネル地区構造計算書(平成2年9月)	三愛石油㈱
シールド工(新A滑走路横断部)に係る地盤調査報告書 昭和62年3月	三愛石油㈱
滑走路横断シールドトンネル工事調査報告書 昭和63年1月	三愛石油㈱
シールドトンネル本体補強工事完成図書	三愛石油㈱
三愛石油シールドトンネルの近接工事における留意事項	三愛石油㈱
基準類	
空港土木施設の耐震設計指針(案)	国土交通省航空局
エプロン監視用ITV設置管理要領	東京航空局
エプロン監視用ITV装置保守標準仕様書	東京航空局
空港土木施設点検要領(案)	東京航空局
航空灯火・電気施設保守要領(案)	東京航空局
航空灯火用機器仕様書	国土交通省航空局
エプロン照明用投光器(FL-W型)	東京航空局
駐機位置指示灯仕様書(案)	東京航空局

(1) 引渡時期

契約締結後14日経過以降

(2) 引渡場所

東京都大田区羽田空港3-3-1

国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所

6. 設計に関する業務

6. 1 総 則

- (1) 設計業務は、本業務要求水準書を満足するように4. 事業内容 4. 1 設計に関する業務に示すものを行うものとする。なお、対象施設の設計供用期間は、50年間とする。
- (2) 本業務要求水準書に定めのない事項は、第1編第2章 3.(2) 遵守すべき法令等に規定する各共通仕様書(以下「各共通仕様書」という。)の規定を準用するものとする。
なお、設計業務の実施にあたりSPCは、監視職員と事前に協議するものとする。
- (3) 各共通仕様書及び本業務要求水準書に示されていない基準を使用する場合は、あらかじめ監視職員に承諾を得るものとする。

6. 2 設計業務計画書の提出

- (1) SPCは、事業契約書(案)第18条の定めにより、設計に関する業務の実施に先立ち、添付資料-1に掲げる事項を記載した設計業務計画書を監視職員に提出するものとする。
- (2) SPCは、設計業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更設計業務計画書を監視職員に提出するものとする。

6. 3 設計協議等

- (1) SPCは、設計に関する業務の実施上必要な事項について監視職員と協議するものとする。なお、第1回目については、業務の着手に先立ち設計方針及び検討条件等について、協議を行うものとする。
- (2) SPCは、監視職員の求めに応じ、設計に関する業務の進捗状況についての説明及び報告を行うものとする。

6. 4 設計

- (1) 構造計算は、対象施設等の詳細な構造計算を行い部材諸元、部材構成材料等を決定するものとする。
- (2) 数量計算は、本件工事の実施に必要な数量の算定を行うものとする。
- (3) 図面作成は、一般図、構造図等本件工事の実施に必要な図面一式を作成する。
また、工事の実施上特に留意すべき点については図面にも記載するものとする。
- (4) 対象施設等を構成する各施設毎の構造計算、図面作成、数量計算等を終えたものは、速やかに監視職員に提出するものとする。なお、設計業務計画書の工程表には予定される提出物と提出予定時期を記載するものとする。
- (5) SPCは、設計に関する業務が完了し、国の承諾を得た図面及び書類等がその後の工事状況等によって変更となった場合は、業務要求水準書に基づき図面及び書類等の修正を行い、監視職員に修正後の図面及び書類等を提出し、国の承諾を得るものとする。

6. 5 近接施工対策の検討

SPCは、既設構造物との近接施工となる箇所が存在するため、関係事業者と協議を行い、有害な影響を与えないよう安全かつ合理的な調査、設計、施工ならびに計測を行うための計画を立案し、その内容を監視職員に提出するものとする。なお、近接施工にかかる制約条件等については、第3編 要求水準に示すものとする。

6. 6 調査及び試験

S P Cは、事業契約書(案)第25条の定めにより、事業提案における設計条件の確認及び本件設計業務で設定した設計条件等を確認するために調査及び試験等を行う場合は、場所、時期及び方法等に関する調査計画書を作成し、事前に監視職員に提出するものとする。また、試験完了時には、その結果を監視職員に報告するものとする。

6. 7 施工計画

S P Cは、本件設計の図面及び書類等と整合を図った施工計画（詳細な作業手順に係るものを除く。）を作成し監視職員に提出するものとする。

6. 8 維持管理業務計画

(1) S P Cは、対象施設を適切に維持管理するため業務要求水準書及び事業提案に基づき、維持管理業務計画を作成し、監視職員に提出するものとする。なお、維持管理業務計画作成にあたっては、第3編 要求水準に規定する維持管理条件に基づき、各業務における項目、頻度、方法、体制等を適切に設定するものとし、業務が安全かつ確実に実施できるものとする。

(2) S P Cは、維持管理を効率的、かつ、適切に行うため維持管理システムの設計及び構築を行うものとする。

(3) 維持管理システムは、設計情報、施工情報及び維持管理業務の履歴情報をデータベース化し、効率的な維持管理業務が実施できるようにするものとする。なお、データベースは、コンピューターネットワークにより複数の利用者が情報を共有できるものとし、十分な拡張性及びセキュリティを確保できるものとする。

(4) S P Cは、維持管理業務計画で定めた計測データを管理する上で必要となるアプリケーションソフトウェアの設計及び構築、ハードウェアの設置、ネットワーク構築等を行うものとする。なお、維持管理システムの端末は国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所内に設置するものとする。

(5) 通信回線の最大伝送能力は、通信に使用するファイル容量を想定し決定するものとする。

6. 9 設計業務の照査

S P Cは、設計に関する業務の内容について、設計の業務完了時に11.8設計・施工体制に定める照査技術者により次に掲げる照査を行わせるものとする。

(1) 設計

- 1) 設計条件の適切性
- 2) 設計方針及び設計内容の適切性
- 3) 設計計算書と設計図の整合性
- 4) 最適構造形式の適切性
- 5) 数量計算内容の適切性
- 6) 施工性

(2) 調査及び試験（実施する場合）

- 1) 調査及び試験の方針と内容の適切性
- 2) 成果物の適切性

(3) 施工計画

- 1) 全体的な施工体制の適切性
- 2) 各工種における施工能力の設定方法の適切性
- 3) 各工種の施工時期と全体工程の整合性
- 4) 設計内容と施工方法の整合性
- 5) 安全管理体制の適切性
- 6) 各工種の品質管理の適切性

(4) 維持管理業務計画

- 1) 管理対象施設(部材)の劣化要因判断の適切性
- 2) 点検方法、点検経路及び点検頻度の妥当性
- 3) 維持工事及び補修工事の施工方法の適切性
- 4) 維持管理業務計画書と維持管理システムとの整合性
- 5) 調査及び試験の方針と内容の適切性

6. 1 0 設計に関する業務の承諾

- (1) 設計に関する業務を完了した場合は、事業契約書(案)第27条第1項に定める日までに、添付資料-2に示す図書を3部提出するものとする。
- (2) 国は、設計に関する業務の承諾に先立って、SPCに対して実施する日を通知するものとする。
- (3) 国は、監視職員、SPC、設計企業及び照査技術者の臨場の上、上記(1)で提出した図書と業務要求水準書を対比し内容確認の上承諾するものとする。

6. 1 1 設計業務に関する成果物

- (1) SPCは、6.10に定める設計に関する業務の承諾を得た設計図書を、添付資料-2に掲げる内容により成果物として提出しなければならない。
- (2) 電子納品
本業務の成果物の提出は、11.6.1に定める設計業務の電子納品によるものとする。

7. 施工に関する業務

7. 1 総 則

- (1) 施工に関する業務は、本業務要求水準書を満足するように4.2.1に示す用地造成及び4.2.2に示す対象施設の施工を行うものとする。
- (2) 本業務要求水準書に定めのない事項は、第1編第2章 3.(2)遵守すべき法令等に規定する各共通仕様書の規定を準用するものとする。なお施工に関する業務の実施にあたりSPCは、監視職員と事前に協議するものとする。
- (3) SPCは、各共通仕様書及び業務要求水準書に示されていない基準及びこれらに準じる参考図書を用いる場合には、監視職員にその理由を付して提出し、承諾を得るものとする。
- (4) 本件工事に隣接して同一時期に別件工事が行われている場合は、工事区域、工事工程、資機材置場、道路使用等は、監視職員の指示に従い、他工事との調整に協力しなければならない。

(5) 本件事業区域は、供用中の空港と隣接しており、本件工事の施工にあたっては、航空機の運航の安全確保を図るものとし、また電波障害及び高さ制限等、空港の運用に支障を与えないようにしなければならない。

7. 2 施工計画書の提出

(1) S P Cは、事業契約書(案)第29条の定めにより、工事着手前に添付資料-3に掲げる事項を記載した施工計画書を監視職員に提出するものとする。

(2) S P Cは、本件工事着手前に施工計画書の内容が工事現場の状況に即していないことが判明し、施工計画書の内容に変更が生じた場合は、その旨を監視職員に報告し、施工計画書の変更を行い、変更した施工計画書を監視職員に提出するものとする。

(3) S P Cは、施工中に施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更施工計画書を監視職員に提出するものとする。

7. 3 施工方法、材料等の承諾

(1) S P Cは、各共通仕様書に記載されていない工種及び施工実績の少ない施工方法を採用する場合は、その施工管理方法の確実性について、試験施工の実施等により事前に監視職員の承諾を得るものとする。

(2) S P Cは、各共通仕様書に明記されていない又は施工実績の少ない材料を使用する場合は、試験等によりその品質について事前に監視職員の承諾を得るものとする。

7. 4 施工調査及び試験の実施

(1) S P Cは、自らが設定した施工管理の内容を確認するために、調査及び試験等を行う場合は、場所、時期及び方法等に関する施工調査計画書を作成し、事前に監視職員に提出するものとする。また、試験完了時には、その結果を報告するものとする。

(2) S P Cは、工事進捗に伴う地盤変形観測等を行う場合は、事前に監視職員に観測方法、観測頻度等に関する計画書を提出するものとし、観測結果を監視職員に報告するものとする。また得られた観測データは維持管理業務に移行できるよう、設置機器類等は必要に応じ維持管理業務に移行できるよう、それぞれ考慮するものとする。

7. 5 近接施工対策の実施

(1) S P Cは、既設構造物との近接施工となる箇所での施工については、6.5に基づき立案した近接施工対策に関する計画に従い実施するものとし、各既設構造物に対する管理値等の制約条件を超えないよう、安全かつ円滑に施工しなければならない。

(2) S P Cは、近接施工対策に関する計画に基づく調査及び計測計画により、適切かつ確実に調査及び計測を実施し、その結果を監視職員に報告するものとする。

(3) S P Cは、近接施工対策に関する計画の内容に変更が生じた場合は、その旨を監視職員に報告し、近接施工対策に関する計画の変更を行い、変更した計画書を監視職員に提出するものとする。

7. 6 残置物件及び既設舗装版等の撤去

(1) 残置物件

S P Cは、本件事業用地内での本件事業実施に支障となる残置物件の存在が確認された場合には、下記のとおり対応するものとする。

1) 提示資料に示す残置物件

S P Cは、残置物件の詳細を調査し、監視職員に報告するものとし、残置物件の占有者と撤去に関する協議を行うものとする。この場合、協議結果を監視職員に報告するものとする。

2) 提示資料にない残置物件

S P Cは、残置物件の詳細を調査し、監視職員に報告するものとし、残置物件の占有者を確認するものとする。調査結果から残置物件の占有者が判明した場合は、占有者と撤去に関する協議を行うものとし、協議結果を監視職員に報告するものとする。ただし、調査結果により残置物件の占有者が不明の場合は、残置物件の撤去に関して監視職員と協議するものとする。

(2) 既設舗装版等

S P Cは、本件事業用地内の既設舗装版等は撤去するものとし、その取扱いは7.8によるものとする。なお、提示資料にない本件事業用地内の既設舗装版等が確認された場合は、監視職員に報告するものとし、撤去に関し協議するものとする。

(3) S P Cは、本事業用地内における残置物件及び既設舗装版等の撤去後の状況について、監視職員による確認を受けるものとする。

7. 7 旅客ターミナルビル等事業用地及び貨物ターミナル事業用地の引渡し

(1) S P Cは、事業契約書(案)第42条の定めにより、下記に示す時期(詳細については11.2(2)に規定する関係事業者連絡会(仮称)で調整の上決定)までに、旅客ターミナルビル等事業用地及び貨物ターミナル事業用地における用地造成事業を完成させ、国に引渡を行うものとする。

1) 旅客ターミナルビル等事業用地引渡予定日

- ・ターミナルビル部、駐車場部：平成19年10月
- ・カーブサイド歩道用地：平成20年7月

2) 貨物ターミナル事業用地引渡予定日

平成20年4月

(2) S P Cは、上記(1)が完成した場合、事業契約書(案)第43条及び第44条の定めにより、国に完成確認依頼書を提出し、国による完成確認を受けなければならない。

(3) S P Cは、(2)の完成確認を受け、事業契約書(案)第45条に定める完成確認通知書が国から交付された場合は、速やかに上記(1)に示す事業用地を国に引渡を行うものとする。

7. 8 建設副産物の使用

(1) S P Cは、本件事業用地内から発生及び仮置きしている建設副産物を4.2.2に示す対象施設の施工等に使用する場合は、用途及びその品質管理方法等に関し、監視職員の承諾を得るものとする。

(2) 上記(1)に示す建設副産物を対象施設等の施工に使用した以外に、最終的に余剰が発生した場合は、提示資料に示す場所に運搬し、置くことができる。

7. 9 国による施工状況の段階確認及び立会い等

(1) S P Cは、事業契約書(案)第39条の定めにより、添付資料-4国による施工状況の段階確認及び立会い工種一覧に掲げる対象工種について、監視職員による施工状況の段階確認及び立会いを受けなければならない。

- (2) 上記(1)に示した工種以外に監視職員が施工状況の段階確認及び立会いを必要と認めた場合は、SPCは、これに従うものとする。

7. 10 国による完成確認等

SPCは、事業契約書(案)第43条の定めにより、完成確認依頼書を国に提出する際に、添付資料-5に示す施工業務に関する成果物を3部提出するものとする。

8. 維持管理に関する業務

8. 1 総 則

- (1) 維持管理に関する業務は、事業契約書(案)第59条の定め及び本業務要求水準書を満足するように4.2.2に示す対象施設に関する8.2から8.7に示す業務を行うものとする。
- (2) 維持管理に関する業務は、対象施設の設計・施工内容及び使用材料の特性を勘案して、確実にその性能を発揮させ航空機の運航に支障をきたさないよう安全かつ確実に実施するものとする。
- (3) 本業務要求水準書に定めのない事項は、第1編第2章 3.(2)遵守すべき法令等に規定する各共通仕様書の規定を準用するものとする。なお、対象施設の維持管理業務の実施にあたりSPCは、監視職員と事前に協議するものとする。
- (4) SPCは、各共通仕様書及び業務要求水準書に示されていない基準及びこれらに準じる参考図書を用いる場合には、監視職員にその理由を付して提出し、承諾を得るものとする。
- (5) SPCは、維持管理に関する業務を行うに際し、隣接して同一時期に別件業務が行われている場合は、監視職員の指示に従い、他業務との調整に協力しなければならない。
- (6) SPCは、維持管理に関する業務を行うに際し、やむを得ず運航制限が必要になる場合は、空港管理者等関係者と調整を行い実施するものとし、航空保安業務処理規程により所定の手続きを行い、円滑な工事の実施に支障をきたさないようにしなければならない。
- (7) SPCは、維持管理に関する業務を行うに際し、制限区域内での作業を行うための空港管理者等との連絡手段となる無線機器の調達については、SPC自ら行うものとする。

8. 2 維持管理業務計画書の提出

- (1) SPCは、事業契約書(案)第52条の定めにより、維持管理業務開始前に、維持管理業務計画書を監視職員に提出するものとする。
- (2) SPCは、維持管理に関する業務の開始前に、維持管理業務計画書の内容が対象施設の状況に即していないことが判明し、維持管理業務計画書の内容に変更が生じた場合は、その旨を監視職員に報告し、SPCの費用と責任において維持管理業務計画書の変更を行い、変更した維持管理業務計画書を監視職員に提出するものとする。
- (3) SPCは、上記(1)の維持管理業務計画書の内容に則し、維持管理に係る各業務を実施し、その結果により維持管理業務計画書の内容に変更が生じた場合は、その旨を監視職員に報告し、維持管理業務計画書の変更を行い、変更した維持管理業務計画書を監視職員に提出するものとする。

8. 3 年間維持管理業務計画書の提出

S P Cは、事業契約書(案)第61条の定めにより、年間維持管理業務計画書を監視職員に提出するものとする。

8. 4 航空保安施設、道路駐車場照明灯等の維持管理業務

S P Cは、事業契約書(案)第59条の定め及び業務要求水準書を満足する維持管理業務計画書に従い、航空保安施設及び道路・駐車場照明灯等の保守業務及び補修工事を行うものとする。

(1) 保守業務（応急復旧作業は除く。）

1) S P Cは、保守業務を実施し、結果を監視職員に報告するものとする。

2) 保守業務に使用する材料のうち、航空灯火特殊材料等の補用品については、灯器を構成する部品の定格及び調達期間を考慮し、不足が生じないように、一定量を用意し保管を行うものとする。

3) S P Cは、緊急時における臨時点検を実施し、結果を監視職員に報告するものとする。

(2) 補修工事

S P Cは、点検結果から補修工事が必要であると判断した場合は、監視職員に承諾を得て実施するものとする。

(3) 応急復旧作業

S P Cは、緊急時の応急復旧作業が生じた場合に速やかに対応できるよう、要求水準に規定する内容を満足する応急復旧作業計画書を策定するとともに、その実施方法等について訓練を行い熟知しておくものとする。また、緊急時における応急復旧作業の実施について空港管理者からの指示があった場合、S P Cは当該作業を最優先しなければならない。

8. 5 基本施設、付帯施設、道路駐車場及び緑地等の維持管理業務

S P Cは、事業契約書(案)第59条及び業務要求水準書を満足する維持管理業務計画書に従い、基本施設、付帯施設、道路・駐車場及び緑地等の点検業務、調査業務、維持工事、補修工事及び応急復旧工事を行うものとする。

(1) 点検業務及び調査業務

1) S P Cは、各点検業務及び調査業務を実施するものとし、結果を監視職員に報告するものとする。

2) S P Cは、緊急時における緊急点検及び緊急調査を実施し、結果を監視職員に報告するものとする。

(2) 維持工事及び補修工事

1) S P Cは、上記(1)による点検業務又は調査業務を実施し、その結果において維持工事又は補修工事（大規模補修工事は除く）が必要であると判断した場合は、結果を監視職員と協議し、承諾を得て実施するものとする。

2) 維持工事における草刈工、清掃工及び植栽維持工において発生する刈草、剪定枝、汚泥等の処分については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき処理するものとし、処分場については予め監視職員の承諾を得るものとする。また、処分量が確認できる証明書を監視職員に提出するものとする。

(3) 応急復旧工事

1) S P Cは、要求水準に規定する内容を満足する応急復旧工事計画書を策定するものとする。

2) S P Cは、緊急時における応急復旧工事の実施について国からの指示があった場合、速やかに対応し、結果を監視職員に報告しなければならない。

(4) 大規模補修工事

- 1) S P Cは、8. 2により策定された維持管理業務計画書に従い、大規模補修工事を実施するものとする。大規模補修工事の実施の採否にあたっては、事業契約書(案)第63条の定めにより、前年度の維持管理業務報告書の結果を踏まえて、次年度の大規模補修工事の実施について監視職員と協議し決定するものとする。
- 2) S P Cは、上記1)による協議結果から大規模補修工事を実施すると決定されたとき、大規模補修工事に必要な設計を設計企業に行わせ、当該年度末までに設計図面を監視職員に提出し、承諾を得て実施するものとする。

8. 6 維持管理業務報告書の提出

- (1) S P Cは、8. 4及び8. 5において実施する業務について、事業契約書(案)第61条の定めにより、それぞれの結果を整理し維持管理業務報告書として提出するものとする。なお、報告書の様式等については、監視職員と協議の上、決定するものとする。
- (2) S P Cは、維持管理業務報告書の提出に際し、上記8. 4(4)に記載する大規模補修工事の実施の採否に関する協議の指標となる対象施設の健全度についても記載するものとする。

8. 7 維持管理システムの構築

- (1) 維持管理システムの構築にあたっては、以下に示す表示機能を有するものとし、システム構成等の詳細については、監視職員と協議を行い決定するものとする。
 - 1) 対象施設に関する図面表示機能
 - 2) 施設諸元、設計条件等に関する情報表示機能
 - 3) 対象施設の設計及び施工業務時に作成した図面、現場写真及び報告書等の書類管理情報表示機能
 - 4) 点検及び破損情報等の点検管理情報表示機能
 - 5) 補修(大規模を含む)工事等の履歴に関する情報表示機能
 - 6) その他必要となる情報表示機能
- (2) 本システムに登録する、対象施設に関する調査、設計、施工及び維持管理等の各業務において作成された資料等については、一元的に管理できるものとし、データの検索閲覧についても一元的に参照が可能なものとする。

9. 対象施設及び関係書類の引渡し

S P Cは、事業契約書(案)第75条に規定する期間の終了に伴う対象施設及び関係書類の引渡しにあたって、S P Cの責任において下記に示す資料の作成を行い、監視職員が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) S P Cは、対象施設の引渡し時にあたって、対象施設毎の健全度調査を行い、結果を監視職員に報告し、確認を受けるものとする。なお、調査時期、調査箇所、調査方法等については監視職員と協議し承諾を得るものとする。
- (2) S P Cは、上記(1)の調査結果が3編 要求水準を満たしていることを確認しなければならない。また監視職員は、調査結果が要求水準を満たしていないと判断した場合、S P Cに対して文書をもって改善等の指示を行うものとし、S P Cはそれに従わなければならない。
- (3) S P Cは、引渡しを行う対象施設及び提出する関係書類の目録を作成し、監視職員に提出するものとする。

10. 財務に係る業績報告等

S P Cは、以下に示す業績報告等を行うものとする。

(1) 株主総会の議事要旨

株主総会の会日の翌日に株主総会の議事要旨を国に提出し、後日内容確定後に押印の上再度提出する。

(2) 取締役会の議事要旨

取締役会の会日の翌日に取締役会の議事要旨を国に提出し、後日内容確定後に押印の上再度提出する。

(3) 事業報告書（会計監査人による監査報告書を含む。）

各事業年度の最終日より3か月以内に公認会計士又は監査法人による監査を受けた「商法」第281条第1項各号に掲げる財務書類及び年間業務報告書を国に提出する。

(4) 財務に関する書類及びその事実関係を証明する証拠書類等

財務に関する書類は現時点では財務諸表、キャッシュフロー計算書等の書式を想定しており、これら書類の事実関係を証明する証拠書類等とともに、各支払時期に対応する業務履行期間終了後、速やかに国に提出する。

(5) S P Cが締結する契約書類

S P Cが国以外の相手方と本件事業の履行に関する契約を締結する場合には、当該契約書類の写しを、当該契約締結予定日の14日前までに、国に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書の写しを提出し、国の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。

11. その他

11.1 本件工事等の安全対策

(1) S P Cは、11.8設計・施工体制に基づき航空機と本件工事等の安全を確保するための施工委員会を設置して安全管理を行うものとする。

(2) S P Cは、東京国際空港の空港用地に工事区域を設定する場合は、監視職員の承諾を得たうえで、東京国際空港長の使用承認を得るものとする。また、関係者以外の工事区域への立入り及び制限区域への立入りを防止するための方策を講ずるものとする。

(3) 東京国際空港の制限区域内での本件工事の実施については、「制限区域内工事実施規程」及び「東京国際空港制限区域安全管理規程」を遵守しなければならない。

(4) 東京国際空港の制限区域内での本件工事の実施に係る、人員及び車両については、東京国際空港長より承認又は許可を受けた人員及び車輛とする。また、車輛の運転経路は監視職員の指示する経路を厳守し、所定の速度を遵守しなければならない。

11.2 関連事業との調整

国は、S P C及び関係事業者(添付資料—6)との間で本件事業の工程等調整を円滑に行うための関係事業者連絡会(仮称)を設置する予定であるので、S P Cは本件事業等の円滑な実施のために協力するものとする。

1 1. 3 工事中の環境への配慮

(1) 排出ガス対策建設機械の使用

S P Cが本件工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成13年3月30日付国総施51号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化措置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械の使用と同等とみなす。

以上により難しい場合は、S P Cは監視職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、総括代理人（現場代理人）は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監視職員に提出するものとする。

機 械	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リパースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p>

(2) 低騒音型・低振動型建設機械の使用

住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において工事を行う場合には、S P Cは周辺環境対策の一環として、「平成9年7月31日付建設省告示第1536号、改正平成12年12月22日付建設省告示第2438号」により定められた低騒音型・低振動型を使用するものとする。なお、低騒音型・低振動型を使用できない場合は、監視職員と協議するものとする。

1 1. 4 イメージアップの実施

(1) 本件工事等のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、S P Cは本件工事等の実施に際し、この趣旨を十分理解し国と協力しつつ関係事業者及び地域との連携を図り、適正に本件工事等を実施するものとする。

(2) イメージアップの内容については、以下のとおりとする。

1) 現場等での広報

完成予想図及び工事内容の説明用施設等を設置するものとする。

2) 作業環境の改善

現場事務所（食堂、休憩所も含む）及び労務者宿舍等の美装化等を行うものとする。

3) 広報活動

①国際線地区整備事業の内容をまとめたパンフレット及び小冊子等を作成し、配布するものとする。

②S P Cは、関係事業者と協力し国際線地区整備事業の模型等を製作し、設置するものとする。なお、設置場所等については、監視職員と協議するものとする。

(3) 実施にあたり具体的な内容、実施時期について施工計画書に記載し提出するものとする。
上記(2)以外でイメージアップを行う場合の費用は、SPCの負担とする。

(4) 履行期間中は、イメージアップの効果及び問題点を把握し、報告するものとする。

11.5 建設リサイクル法について

(1) 本件工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）」に基づき行う対象工事である。

(2) SPCは、本件工事着手前迄及び本件工事完了後には速やかに「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を監視職員に提出しなければならない。

なお、建設副産物を搬出しない場合は、様式1のみとすることができる。

また、本件工事完了後の提出資料は、特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物(汚泥混合廃棄物等)も含めた記載とする。様式1、2については、「建設リサイクルデータ統合入力システム(CREDAS)」により作成した電子データと紙での提出とする。

11.6 電子納品の実施

11.6.1 設計業務の電子納品

設計業務に関する業務は電子納品対象業務であり、電子納品を実施する。

(1) 電子納品とは、添付資料-4に示す完成図書(設計関係図書)を「土木設計業務等の電子納品要領(案)国土交通省(H16.6)」(以下「業務納品要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、監視職員と協議するものとする。

(2) 「設計図書」は、「業務納品要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出するものとする。

なお、「業務納品要領」に記載がない項目の電子化については、監視職員と協議の上決定するものとする。

(3) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準(案)国土交通省(H16.6)」に基づき提出するものとする。

(4) 図面は、「CAD図面作成要領(案)国土交通省港湾局(H17.3)」及び「CAD製図基準(案)国土交通省(H16.6)」に基づいて作成するものとする。

(5) ボーリング柱状図は、「地質・土質調査成果電子納品要領(案)国土交通省(H16.6)」に基づいて提出するものとする。

(6) 紙による報告書は、原稿1部及び製本3部とし、図面については原図1式を提出するものとする。なお、報告書製本の体裁は並製本筋付表紙のA4判とし、図面は縮小A3判折込を標準とする。

11.6.2 本件工事の電子納品

(1) 電子納品とは、添付資料-5に示す完成図書(工事関係図書)を「工事完成図書の電子納品要領(案)国土交通省(H16.6)」(以下「工事納品要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、監視職員と協議するものとする。

- (2) 最終成果は、「工事納品要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出するものとする。
なお、「工事納品要領」に記載がない項目の電子化については、監視職員と協議の上決定するものとする。
- (3) 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準(案)国土交通省(H16.6)」に基づき提出するものとする。
- (4) 図面は、「CAD図面作成要領(案)国土交通省港湾局(H17.3)」及び「CAD製図基準(案)国土交通省(H16.6)」に基づいて作成するものとする。
- (5) 「紙」による「工事完成図書」の提出は、監視職員と協議の上決定する。

1 1. 7 品質確保における自主管理手法の適用

- (1) 本工事の品質確保における自主管理手法として、ISO9001又はこれと同等以上と認められる自主管理手法を適用する。
- (2) ISO9001に基づく品質管理手法を運用する場合は、添付資料-7に示す事項に従うものとする。
- (3) ISO9001と同等以上と認められる自主管理手法を運用する場合については、監視職員と協議しその運用方法を決定するものとする。
- (4) コンクリート構造物の品質確保は、添付資料-8に示す内容についても実施する。

1 1. 8 設計・施工体制

1 1. 8. 1 設計業務実施体制

対象施設の設計に関する業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、以下の要件を満足するものとする。

- (1) 設計企業は、設計技術者及び照査技術者を各1名配置する。
- (2) 設計技術者は、監視職員と連絡を密に行い業務を適正かつ円滑に実施できるよう管理を行う。
- (3) 設計技術者、照査技術者に必要な資格要件は、入札時の競争参加資格の資格要件とする。また、病気等特別な理由により、やむを得ず技術者を変更する場合は、当該技術者の入札時の競争参加資格の資格要件を満たす者を配置すること。

1 1. 8. 2 本件工事施工体制

対象施設の施工及び維持管理に関する業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「施工企業」という。）は、以下の要件を満足するものとする。

- (1) 技術者に必要な資格要件は、入札時の競争参加資格の資格要件とする。また、病気等特別な理由により、やむを得ず技術者を変更する場合は、当該技術者の入札時の競争参加資格の資格要件を満たす者を配置すること。
- (2) SPCは、施工体制、管理体制、責任体制等を組成するにあたり、代表企業、構成員又は協力会社の信頼と強調のもとに円滑に運営されるよう十分配慮するものとする。

(3) S P Cは、「共同企業体運営指針(平成元年5月16日付建設省経振発第52、53、54号)」に準拠し施工委員会を設置して安全管理を行うものとする。なお、施工委員会の委員長は、入札時の競争参加資格の資格要件に定めた供用中の空港の施工実績を有する技術者であるものとする。

1 1. 9 現場技術員等の配置

(1) 発注者は、監視職員の他に監視職員の補助業務を行う現場技術員等を配置する。

(2) 本件工事を担当する現場技術員等の氏名は後日通知する。

(3) 現場技術員等が監視職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、現場技術員等は、事業契約書(案)第12条に規定する監視職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

(4) 監視職員からS P Cに対する指示又は通知等を現場技術員等を通じて行うことがある。

(5) 監視職員の指示により、S P Cが監視職員に対して行う報告又は通知は現場技術員等を通じて行うことができるものとする。

1 1. 1 0 本件工事等に必要な許認可取得等

(1) 国は、以下に掲げる許認可取得等を行うものとする。

- ① 道路計画協議
- ② 道路接続協議
- ③ 道路施工協議

(2) S P Cは、国が行う許認可取得等について国から協議の申し入れがあった場合には、誠意をもってこれに対応するものとする。

(3) 国が行う許認可取得等に要する費用は、国がこれを負担する。ただし、S P Cに起因する本件工事等の内容の変更のために必要な検討等の費用については、S P Cがこれを負担するものとする。

(4) S P Cは、(1)に掲げた国が行う許認可手続き以外は、本件工事等に必要な許認可取得等を行うものとする。また、S P Cが行う許認可取得等に際しS P Cの責により地元関係者との交渉等が発生した場合にはS P Cがこれを行うものとする。

(5) S P Cは、施工方法及び工事工程を記載する必要がある手続きを行うときは、監視職員の承諾を得て行うものとする。また、その写しを監視職員に提出するものとする。

1 1. 1 1 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験

(1) 本件工事において、セメント及びセメント系固化材を添加した改良土を使用する場合は、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法及び試験頻度は添付資料-9「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。

(2) 試料採取時期・方法等については、事前に監視職員の承諾を得るものとする。

1 1 . 1 2 文化財保護条例に基づく手続き

本件事業用地は、大田区文化財保護条例（昭和 56 年 大田区条例 第 19 号）に指定された史跡「鈴木新田跡」に指定されている。S P C は、本件事業用地での施工にあたり事前に大田区文化財保護条例の手続きを行うこと。

1 1 . 1 3 本書に記載なき事項についての疑義

本書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、全て監視職員と協議して決定しなければならない。